

# 特例措置を受けるために必要な認定等

特例措置		特区・地域						必要な認定等					
		観光	情報地域	情報特区	産業イノベ	国際物流	経金特区	措置実施計画		対象事業			県知事指定
								県知事認定	主務大臣確認	県知事認定	主務大臣確認	主務大臣認定	
国税	所得控除			●		●	●			○	○※3		
	投資税額控除	●	●	●	●	●	●	○	○※3				
	特別償却				●	●	●	○	○※3				
地方税	事業税、不動産取得税、固定資産税の減免	●	●	●	●	●	●	○	○※3				
	事業所税の軽減	●	●	●	●	●							
保税地域特例						●						○	
エンジェル税制							●			○			○
中小企業信用保険法の特例		●	●	●	●	●	●	△		△			
中小企業投資育成株式会社法の特例		●	●	●	●	●	●	△		△			

※1 左の特例措置を受けるには、○の付された認定等を全て受ける必要があります。△の付された認定等は、いずれか1つの認定等を受ける必要があります。

※2 特区・地域により受けられる特例措置は異なります。

※3 経済金融活性化特別地区は主務大臣確認は不要です。